



保険代理店「株式会社ジーライフ」代表取締役 小川剛の

保険のGood!なお話 vol.2

皆さんこんにちは。株式会社ジーライフの小川です。前回の個人賠償保険のお話いかがでしたか。皆さんにとつてグッドな情報となればうれしいです。さて今回ですが、地震保険のお話をしたいと思います。

昨年は西日本を中心に記録的な大雨や台風による大水害と熊本地震、大阪北部地震、北海道胆振東部地震と3つの大地震があり天災が猛威を振るった年でした。比較的災害に強い千葉県でも昨年は台風24号が上陸し大きな被害が発生しました。

皆さまの中にも被災され火災保険の請求をされた方は多いのではないかでしょうか。

そして7年前に起きました東日本大震災では、ここ関東でも水道、電気、ガス等が止まり、スーパー やガソリンスタンドに長蛇の列ができたのを覚えています。

私もこの大地震が起きたときは美浜区のマンションに住んでいて、家の中はめちゃくちやで水槽が倒れ魚と水が床に散乱、食器棚やタンス、本棚等いろんな家具が倒れ、壁のクロスや天井にひびが

入る被害が出ました。幸いに家族にケガはなくほっとしましたが、家の中が危険で2日ほど避難所で寝泊まりしました。

被災後少し落ち着いてから、マンションの部屋に火災保険をかけているのを思い出し火災保険の請求をしました。私は建物にも家財にも地震保険をかけていましたので内装も家財も損害が補償されるだろうと思つていましたが、実際に保険会社の鑑定人が調査に来て改めて地震保険というものがどういうものかを気づかされました。

建物についていた地震保険では、部屋のクロスや天井のヒビ割れ等は一円も保険が出なかつたのです。逆に家財にかけていた地震保険で、水槽の破損、カーペットの水濡れ、タンスや食器棚等の転倒はもとより、食器の破損、テレビの転倒、本棚から飛び出た本等ほとんどの被害を認定してもらえかなりの保険金が出ました。

私が気づかされたのは、部屋の壁や天井が被害にあったにもかかわらず、建物の地震保険では一円も補償されないということです。実は地震保険では、建物にかけ

合は、家の外壁と基礎の傾き、マンションの場合は部屋の躯体（構造体）のヒビや損壊しか査定されません。

いくら部屋の惨状を訴えても外壁にヒビや基礎の傾きがなければ保険は出ないことになります。逆に、家財に地震保険をかけていた場合は、建物に損壊がなくても部屋の中の家財が転倒したりして被害が出れば保険の支払い対象となります。

私は建物の保険金はもらえないでしたが、家財の保険金で家電や家具を買い揃えたり、部屋のクロスを張り替えたりできとも助かりました。地震保険は必ず家財にもかけておくことをおススメします。

それから注意しなくてはならないのが、大地震発生後10日以内に起こった火災で家屋が燃えた場合は、地震保険に入つていないと補償されないことがあります。

※家財とは、建物を逆さまにして下に落ちてくるような家具や家電、衣服等生活に必要な建物の基礎は1.7%傾けば全壊（全壊）になります。満額地震保険があります。

てみてはいかがですか。今年は亥年です。亥は関東大震災や阪神淡路大震災、伊勢湾台風といった大災害が起こった干支でもあります。備えあれば憂いなしです。



株式会社ジーライフ

〒261-7114

千葉市美浜区中瀬2-6-1 WBGマリブイースト14階

☎ 043-445-7710 ☎【平日】9:00~17:00

URL <http://www.g-life-agent.co.jp/>

小川剛 プロフィール

外資系企業 AIG グループのシティーバンクから AIG 損害保険株式会社（旧 AIU 損保）の外務員を経て、昨年 12 月に独立起業。株式会社ジーライフとして保険代理店の代表取締役を務める。

